

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 要綱

第一 災害対策基本法施行令の一部改正

(第一条関係)

一 道路管理者は、災害対策基本法（以下「法」という。）第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならぬこととし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならぬものとするとともに、法第七十六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

二 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は

行われぬおそれがあるときに行うものとする。

三 法第七十六條の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六條の七に規定する国土交通大臣の権限並びに第三十三條の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。

第二 道路交通法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正
正
(第二條關係)

道路交通法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令について所要の改正を行うものとする。

第三 原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正
(第三條關係)

原子力災害対策特別措置法施行令について所要の改正を行うものとする。

第四 施行期日
(附則關係)

この政令は、公布の日から施行するものとする。